

全青司2021年度会発第22号
2021年 5月 6日

法務省民事局参事官室 御中

全国青年司法書士協議会
会長 阿部 健太郎

「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見書

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案に対する当協議会の意見は以下のとおりである。

【意見の対象】

第1総論 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

【意見の趣旨】

(1) 乙案に賛成する。

そのうえで、司法書士が司法書士法第3条第4号により、裁判所に提出する電磁的記録の作成の依頼があり、かつ依頼者である原告又は被告の同意のある場合、当該司法書士に、事件管理システムへのアクセス権限を付与すべきである。

(2) 注2の乙案において訴訟代理人がない場合の当事者は、その事件が完結するまではインターネットを用いてする申立て等によることに賛成する。他方で乙案において、訴訟代理人が選任されている場合、手続き中に辞任又は解任等により、訴訟代理人がないことになった場合の取扱いについて、インターネットを用いてする申立て等と書面等による申立てを選択できるようにすべきである。

(3) 注3のインターネットを用いた申立て等によらなければならないとした場合に書面等でされた申立て等の取扱いについて、本人申立てについて、一旦、受付をしたうえで、訴状審査を受け、方式違反の場合は補正の機会を与えるべきである。

(4) 注4の事件管理システムの障害及び裁判所外の通信障害等、インターネットを用いてする申立てが出来ないやむを得ない事由がある場合、本人申立て及び代理人申立ての双方とも、訴状が書面等によって提出・受付後、インターネ

ットを用いてする申立て等による補正がされたときは、書面等で提出された訴状の提出を基準として時効の完成猶予効を認めることに賛成する。

【意見の理由】

(1) について

令和2年版情報通信白書（総務省）によれば、個人のインターネット利用率は89.8%であり、直近10年間のインターネット利用率は概ね80%前後で推移していることから、国民のインターネット普及率は高い割合だといえるが、インターネット利用経験があるからといって必ずしも、裁判手続きのオンライン化に十全に対応し得る能力を有するものではないと考える。

また、インターネット利用経験者の全てが裁判手続きのオンライン化に十全に対応し得る能力を有すると仮定しても、少なくとも10%～20%の国民はインターネットを利用することができない環境にあると想定されるが、裁判手続きのIT化によりこれらの者の裁判を受ける権利が侵害されることのないよう、司法アクセスを後退させることのないよう配慮が求められる。

しかし、裁判所のシステムがどのような設計になるのか不透明であり、インターネットを用いた申立てなどを原則とするには、現状の本人訴訟支援施策は不十分である。

ところで、令和2年12月に内閣府政府広報室より「民事裁判IT化に関する世論調査集計表」が発出されたが、同世論調査の問2で申立方法をインターネットを利用する方法のみとするものの賛否についての回答が、「どちらかという反対である(30.6%)」「反対である(21.1%)」であり、実に、51.7%が反対している。

そして、同世論調査の問4で問2において反対をした人に反対理由を尋ねているが、その回答が、「誰もがインターネットを利用できるとは限らないから(82.4%)」「仮に、システムを利用できる機器がパソコンのみとなった場合、パソコンを所有していないから(23.3%)」「自宅などにインターネットを利用するための回線がないから(21.2%)」と環境的な問題でインターネットを利用できない層が一定の割合、存在していることが分かる。

そうすると、甲案は、国民全体にインターネットによる申立てを義務づけることになるが、上述の現状を鑑みれば、甲案を採用する立法事実はないと考えられるため反対である。

他方で、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」（有識者会議）は、平成30年3月30日、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー「3つのe」の実現に向けてー」で、「民事裁判手続のIT化を推進していくべ

きであり、その検討に際しては、現行法の枠を超えて、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に入れる必要がある」と記している。

丙案は国民全体にとって書面申立てとインターネットによる申立ての双方を選択できる案なので、申立ての選択肢が増えて良いと思う反面、IT化の推進が鈍化する可能性が高いと思われる。

この点、乙案は、訴訟代理人がある場合にインターネットによる申立てを義務づけるものとなるが、弁護士・司法書士ともに裁判書類の作成は、ほぼ例外なくパソコンのワープロソフトを用いて電子的に作成し、インターネットを通じて必要な情報を収集している現状から、インターネットによる申立て等を行うことができないということは、およそ考え難い。

インターネットを用いた申立てが可能になれば、24時間いつでも、どこでもインターネット環境下であれば申立て等を行うことができ、時間・労力の削減、ペーパーレス化による書面管理の負担が軽減されるようになること、加えて、裁判所の構築する事件管理システムの在り方によっては、裁判所提出書類作成にかかる時間や手間も軽減できる可能性もあり、利用者にとって多くのメリットを享受できるようになる。

このような利用者にとってのメリットを訴訟代理人が先行して利用することで利用促進にも繋がるものと考えられる。

したがって、乙案に賛成する。

ところで、乙案では、本人訴訟については書面申立てとインターネットによる申立ての双方を選択できる。現行の実務において、司法書士が裁判所提出書類作成の依頼を受けた場合、書類作成業務に付随して、訴状の提出・事件記録の謄写・期日管理等の事務を支援する場合がある。これをインターネットを用いてする申立て等においても可能とすることは、本人訴訟のIT化を促進する点において実益がある。そのための方策として、依頼者である原告又は被告の同意を得ることを要件に、事件管理システムにおいて、司法書士に書類作成者としてのアクセス権限を付与すべきである。

(2) について

乙案で代理人が選任されているケースで訴訟手続き中に訴訟代理人が辞任・解任等で不在となり本人訴訟に移行する場合は、ITリテラシーの不十分な者にとってインターネットによる申請しか認められないのであれば裁判を受ける権利の侵害になりかねない。

したがって、上記のような事情が生じた場合は、一度インターネットを用いた申立て等をした場合であっても、インターネットを用いた申立て等と書面等に

よる申立て等を改めて選択できるようにすべきである。

(3) について

本人申立てについては、市民が申立前に方式違反であるかどうか判断・検討することは容易ではないこと、訴状等の提出時期は時効の完成猶予（法第147条）や出訴期間の遵守（行政事件訴訟法第14条等）の基準となることから、書面申立ての受付を拒否することによる法的効果の影響は大きい。

したがって、甲案を採用する場合は本人申立てについては、一旦、受付をしたうえで、補正の機会を与えるべきである。

(4) について

事件管理システムの障害及び裁判所外の通信障害等インターネットを用いてする申立が出来ないやむを得ない事由がある場合については、時効の完成猶予効に関する手当が必要となる。その方策として、書面申立てを受付けたうえで、後日、インターネットを用いた申立て等による補正をする機会を与えて、一定の期間内に補正できれば、書面提出がされた時が訴え提起のときに該当する、という方策が最もシンプルかつ容易であると考えられる。

【意見の対象】

第1 総論 3 訴訟記録の電子化

【意見の趣旨】

(注2) 手数料の徴収に反対する。

仮に、電子化手数料を徴収することになった場合は、書面申立てを選択する市民の裁判を受ける権利の侵害とならないよう徴収する根拠とそれに見合う金額（軽微な金額が望ましい。）について検討を求める。

【意見の理由】

書面等による申立て等行う当事者からは、当事者が提出した書面を電子化し、訴訟記録の一部とする役務の対価として、手数料を徴収する案が出されており、その根拠として、『民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案の補足説明18頁』で「インターネットを用いた申立て等をする者には、相応の費用負担が存するところ、仮に当事者が書面等を用いた申立て等をした場合に、裁判所においてこれを無償で電子化するとなれば、費用負担の観点から不公平が生ずる」ことが挙げられている。

しかし、インターネットを用いて申立て等をした場合の相応の負担というのがどのようなことにいくら生じるのか明確ではなく、単純に書面申立ての場合

と比較できない。

さらにいえば、電子化手数料がいくらになるのかは現状、不明だが、仮にその額が高額となれば、書面等による申立を選択する者にとって、裁判手続に要するコストが上がることを意味し、裁判を受ける権利の侵害になりかねない。

したがって、手数料の徴収に反対する。

仮に電子化手数料を徴収することになったとしても、徴収する根拠とそれに見合う金額（軽微な金額が望ましい。）について慎重に検討することを求めると共に、電子化手数料の負担を理由に書面等による申立等を躊躇することがないよう、十分に配慮すべきである。

【意見の対象】

第2 訴えの提起、準備書面の提出

【意見の趣旨】

（注2）について、濫用的な訴えの提起防止のため、訴訟救助申立ての有無に関わらず、訴えを提起する際に一律に金銭のデポジットを支払う規律及び訴え提起手数料の予納がないと納付命令なしに訴状却下、即時抗告不可とする規律の提案がされている点について反対である。

【意見の理由】

「濫訴」の評価は、裁判所によるものであり、その実態は不明であると言わざるを得ず、裁判所が事務処理において困難を感じる案件の存在をもって、一律の制度として提訴に金銭負担を課すことは、単純な提訴抑制につながり、国民の裁判を受ける権利を損なうものである。

裁判所が「濫訴」の評価を与える一定の事件が存在するとして、金銭的負担によりこれを司法制度の俎上に載せることなく除外してしまうことは、「二割司法」と揶揄されるわが国の不十分な司法体制の改善に資することが全くない。紛争が生じた場合に公正に構成された裁判所で適切な手続きのもとに裁判を受け、自らの権利義務を確定させることは国民の権利である。不十分な訴訟救助制度、審査を要し償還を原則とする民事法律扶助制度に鑑みると、費用の面においても経済的理由により司法制度の利用から除外される場面を拡大すべきではない。仮に、単純に訴訟費用の側面からではなく「濫訴」と裁判所が評価する事案があったとしても、司法制度の中で判断されるべきものであり、司法制度の前段階で排除し、司法制度の利用を認めないことを企図するものであるならば、いつまでも司法制度は高嶺の花であり続け、「二割司法」が固定化されることになるであろう。そして、いつまでも市民が法的に紛争を解決することを志向しない社会を招くことにもつながりかねない。

よって、（注2）で提案されるような一律に金銭のデポジットを支払う規律及

び、同様の弊害が危惧される訴え提起手数料の予納がないと納付命令なしに訴状却下、即時抗告不可とする規律を設けることは認められるものではない。現状の体制で人員・予算に不足があるのであれば、司法制度部門に十分な人員・予算の割り当てをするべきである。現状の裁判所の処理能力を理由に国民の裁判を受ける権利を制限させるべきではない。

【意見の対象】

第3 送達 2 公示送達

【意見の趣旨】

本文の提案（インターネットを用いた公示送達の導入）について反対する。仮に導入をすることとした場合、公示の方法や公示の内容及び不当目的の公示情報転載について、民事訴訟法で規律すべきである。

【意見の理由】

現行法における公示送達の方法が有効に機能しておらず、課題が多い点については異論はない。

しかし、裁判所のウェブサイトにて公示する方法によることで公示の実効性が確保できる訳ではない。結局、当該ウェブサイトを開覧する者は、弁護士・司法書士等の専門職を除けば、現に裁判手続を必要としている者であるか、債権者等の事業者であり、真に送達を受けるべき者が公示された情報を見て送達を了知する可能性は決して高くはないと思われる。

いつでも、どこでもインターネットを利用して容易に閲覧できる状態とするのであれば、裁判所の掲示場に掲示される従来の方法より市民のアクセスは格段に向上する。しかし、近時、官報に掲載された破産者等の個人情報を収集し発信するウェブサイトが出現するなど、当事者のプライバシーを不当に利用する者の存在は無視できず、インターネットでの公示送達においても同様の事例が生ずる可能性が排除できない以上、ウェブサイト等への公示は出来る限り謙抑的に行うことが求められる。そして、実際に裁判手続を必要とする者が、インターネット上で事件を公示されることを危惧して手続を躊躇する可能性や、訴えられた者が、当該事実によって平穏な生活が阻害される可能性等を考慮し、当協議会としては、インターネットにおける公示送達の導入には反対である。

仮に、電磁的方法の導入が必要不可欠であるのならば、公示は、裁判所ごとのウェブサイトを作成するなど掲示場所を細分化し、目的外に情報を収集することが出来ぬよう、十分に配慮したうえで公示を行うべきである。共通のURLから裁判所ごとの公示を確認できるような仕様や、同一のページに全国の情報を一覧として公示を行うような方法は、プライバシーが不当に利用されるこ

ともなりかねないため、避けるべきである。

また、公示される内容についても、送達を受けるべき者のプライバシーに配慮し、相手方や事件の内容が確認できる情報の掲載は避けるべきである。

さらには、公示された情報の転載や目的外利用を禁止するため、ウェブサイトにその旨を明示するとともに、不当に利用した場合の罰則等についても検討する必要があると考える。

以上より、仮に電磁的方法を導入することとした場合、公示の方法や公示の内容及び不当目的の公示情報の利用について、民事訴訟法で規律すべきである。

【意見の対象】

第6 新たな訴訟手続

【意見の趣旨】

丙案に賛成する。

【意見の理由】

新たな訴訟手続は、第一審民事通常訴訟事件数が減少傾向にある要因の1つとして、「現在の民事裁判が社会の求めるスピードや効率性にそぐわなくなっていること」「事前に民事裁判の終局までの期間を予測することができない」ことを挙げたうえで、裁判手続きの迅速化を図るため新たな訴訟手続きを提案している。

国民にとって裁判手続きが早期に終了することは手続きにかかる費用・労力の負担が軽減される面で有益であるため迅速化を図ることは重要であると考えられるが他方で、迅速化を追求するあまり、十分な審理を経ずに終結してしまうのであれば国民の裁判を受ける権利を損ねてしまう結果となり、本末転倒である。

ところで、第一審民事通常訴訟事件の審理期間別の割合（「第8回裁判迅速化検証報告」）をみたところ、過払案件を除く98,901件のうち6ヶ月以内に終了している事件が54.7%、6ヶ月超1年以内に終了している事件が19.6%、1年超2年以内に終結している事件は18.6%である。

新たな訴訟手続きでは、甲案・乙案とも審理期間を6ヶ月と法定する提案がされているが、すでに現行法下で過半数の事件が6ヶ月以内に終了しているのである。

「裁判の迅速化に関する法律」では、「第一審を2年以内のできるだけ短い期間内に終わらせる」ことが目標として掲げられているところ、上述のとおり2年以内に終結している事件は93%であり、法律の要請に応えた結果が出ている。

長期化する事件は多数の人証調べや鑑定が必要である等複雑な事件であり、新たな訴訟手続を導入したとしても、6ヶ月内に事件を終結させることは困難

である。迅速化に偏重し拙速な審理になれば、かえって司法の信頼を損なう結果になる。

また、甲案では終局判決について異議申立ては可能であるが異議申し立てによる審理は同一裁判体でされるため、同一裁判体が1度言い渡した判決を覆すことは見込めず、当事者は異議を述べることを諦めてしまいかねない。

新たな訴訟手続きは簡易裁判所における少額訴訟手続きに類似した手続きともいえるが、少額訴訟手続きの訴額（60万円以下）に比べ、140万円を超える訴訟が中心となるため、判決に対し当事者が不服がある場合に、控訴することもできないとなると、被る不利益は大きすぎる。

なお、乙案は、当事者双方の共同の申立てによって審理の計画を立てそれによって審理を進行させることを提案しているが、現行の民事訴訟手続きで裁判所の適切な訴訟指揮下で審理計画を立てて実施することで審理期間の長期化を防止することは可能であると考えられる。

以上より、新たな訴訟手続き創設する必要性も乏しいため甲・乙案ともに反対し丙案に賛成する。

【意見の対象】

第11 訴訟の終了 2 和解（2）受諾和解

【意見の趣旨】

双方不出頭の受諾和解についても認め、その規律を定めるべきである。

【意見の理由】

当事者双方が共に裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の意思を明らかにしている場合までも、一方当事者の期日出廷を要するとすれば、裁判所に出廷する時間・費用の負担を強いることになり非効率的であるため双方不出頭の受諾和解についても認めることが相当である。

受諾和解の方式としては、和解条項案を受諾する旨の書面の提出だけでなく和解成立時点での意思の合致も確認すべきである。

したがって、「双方が受諾する旨の書面を提出し、それが当事者の真意によるものであることが確認され、裁判所書記官が調書にその旨を記載したときは、その記載は確定判決と同一の効力を有する」との規律を定めるべきである。

【意見の対象】

第11 訴訟の終了 2 和解（3）新たな和解に代わる決定

【意見の趣旨】

乙案に賛成する。

【意見の理由】

甲案は、簡易裁判所の訴訟手続における和解に代わる決定制度（法第 275 条の 2）とは全く異なる制度である。

簡易裁判所の訴訟手続における和解に代わる決定制度では、対象事件を「金銭の支払を目的とする訴え」で「被告が争わない」場合に限定されており、決定の内容についても、金銭の支払い時期や分割払い等を内容とする決定に制限されている。

他方で、新たな和解に代わる決定では、訴訟の種類やどのような和解内容にするか法定されていない。

結局のところ、訴訟のどの段階でどのような和解内容にするのかは、裁判官の裁量にゆだねられており、その裁量の範囲についても簡易裁判所の訴訟手続における和解に代わる決定制度に比べ広範囲である。

また、新たな和解に代わる決定では、当事者間が争っていても職権で和解に代わる決定を可能とする制度であるため、和解による解決を求めている当事者の判決を求める権利を侵害することにもなりうる。また、一方的な和解による解決が頻発したり、拙速な和解決定がされるおそれがある。

次に、甲案イでは和解に代わる決定に対して異議を申し立てることができることとされているが、異議の申立先は受訴裁判所である。同一裁判体に対して本人訴訟の当事者が裁判所の下した決定に対して異議を申し立てることは心理的に容易ではなく（異議後の判決が不利益になることを畏れて）異議を諦めることもありうる。

したがって、新たな和解に代わる決定制度を設けるべきではない。

【意見の対象】

第 15 簡易裁判所の手続

【意見の趣旨】

簡易裁判所の訴訟手続の I T 化に伴う特則を設けることについて、賛成するとともに、①民事訴訟法第 271 条の口頭申立ては維持すべきである。

②証人等の陳述又は検証の結果が記録された録音テープ等を控訴審等において提出する際に反訳した書面の提出は不要とすることを提案する。

【意見の理由】

① 簡易裁判所は、国民にとって最も身近で親しみやすい裁判所であり、少額軽微な事件を簡易迅速に処理する機関として重要な役割を担っている。

そして、そのような特色があるからこそ、訴訟提起の方法として口頭申立てを規定していると思われるが、現状は法制審議会第5回議事録5頁によれば「実際にはほとんど活用されていない」とのことである。

しかし、民事訴訟手続きにおける書面化の要求は、本人訴訟当事者にとって自分の主張を法律要件にあてはめて整理し文章にしなければならず、その負担は大きいと、むしろ、当該規定を維持し口頭申立てを実質化すべきである。

②現状の簡易裁判所の手続きにおいては、民事訴訟規則170条で証人等の尋問調書は作成せず、必要に応じて、陳述を録音したテープで代用することとしている。

しかし、この録音テープ等は、調書の記録として扱われないため、控訴の際に当事者が簡易裁判所から録音テープ等を複製し、反訳文を作成して提出しなければならないが、反訳は時間・労力・コストがかかる。

この点、裁判のIT化が実現すると録音テープ等の音声データそのものが証拠として認められることになるため、簡易裁判所において保存した録音テープ等の音声データを控訴審においても、そのまま引き継ぐことが可能となるようにすることが合理的である。